

令和3年8月31日

令和4年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（総括）)

1. 令和4年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	11,500	46,830	△35,330	△75.4
(2)産業投資	192	24	168	700.0
うち 出 資	192	24	168	700.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	2,500	△2,500	皆減
うち 国内債	—	2,500	△2,500	皆減
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	11,692	49,354	△37,662	△76.3

(注) 新型コロナウイルス感染症対策に係る要求額については、現在検討中（事項要求）。

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度末 残高(見込)	令和3年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	97,235	95,148	2,087	2.2
(2)産業投資	6,447	6,305	142	2.3
うち 出 資	6,324	6,132	192	3.1
うち 融 資	123	173	△50	△28.9
(3)政府保証	4,600	5,100	△500	△9.8
うち 国内債	4,600	5,100	△500	△9.8
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	108,282	106,553	1,729	1.6

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		14,850	62,850	△48,000
(内訳)	公庫貸付	14,400	62,400	△48,000
	証券化	450	450	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		14,587	62,587	△48,000
(財源)	財政投融资	11,692	49,354	△37,662
	財政融資	11,500	46,830	△35,330
	産業投資	192	24	168
	政府保証	—	2,500	△2,500
	自己資金等	2,895	13,233	△10,338
	一般会計補給金	149	149	△1
	東日本大震災復興特別会計出資金	2	2	△0
	エネルギー対策特別会計補給金	0	0	△0
	エネルギー対策特別会計補助金	0	0	△0
	財投機関債	1,000	1,000	—
	貸付回収金	11,675	24,386	△12,711
	借入金等償還	△10,413	△11,825	1,413
	その他	482	△479	961

令和3年8月31日

令和4年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫(中小企業者向け業務)(融資・証券化支援保証業務))

1. 令和4年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	11,500	46,830	△35,330	△75.4
(2)産業投資	192	24	168	700.0
うち 出 資	192	24	168	700.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	2,500	△2,500	皆減
うち 国内債	—	2,500	△2,500	皆減
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	11,692	49,354	△37,662	△76.3

(注) 新型コロナウイルス感染症対策に係る要求額については、現在検討中(事項要求)。

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度末 残高(見込)	令和3年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	97,235	95,148	2,087	2.2
(2)産業投資	6,202	6,060	142	2.3
うち 出 資	6,079	5,887	192	3.3
うち 融 資	123	173	△50	△28.9
(3)政府保証	4,600	5,100	△500	△9.8
うち 国内債	4,600	5,100	△500	△9.8
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	108,037	106,308	1,729	1.6

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	14,400	62,400	△48,000
(内訳) 公庫貸付	14,400	62,400	△48,000

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	14,400	62,400	△48,000
(財源) 財政投融资	11,692	49,354	△37,662
財政融資	11,500	46,830	△35,330
産業投資	192	24	168
政府保証	—	2,500	△2,500
自己資金等	2,708	13,046	△10,338
一般会計補給金	149	149	△1
東日本大震災復興特別会計出資金	2	2	△0
エネルギー対策特別会計補給金	0	0	△0
エネルギー対策特別会計補助金	0	0	△0
財投機関債	825	825	—
貸付回収金	11,675	24,386	△12,711
借入金等償還	△10,329	△11,757	1,429
その他	386	△559	945

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に従い、民間金融機関の補完を旨としつつ、中小企業者の行う事業の振興に必要な資金であって、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを供給している。

(1) 平時における公的金融機能

(イ) 民間金融機関では対応困難な長期固定金利資金の安定供給

民間金融機関では、資金調達面の制約等から短期貸付が主体であるのに対し、公庫は、5年超の貸付が約8割を占め、民間金融機関の対応が困難な部分を補完し、中小企業者の長期資金ニーズに応えている。

(ロ) セーフティネット機能の発揮

事業環境の変化等によって、一時的に業況が悪化している中小企業者は、中長期的には業況が回復し、かつ発展することが見込まれるといった場合でも、情報の非対称性により、民間金融機関から円滑な資金調達を行えない恐れがある。

公庫は、かかる中小企業者に対して、事業見通し等を精査すること等を通じて、長期資金を安定的に供給し、セーフティネット機能を発揮している。

(ハ) 政策性の高い貸付の実施

公庫は、新事業、事業再生・事業承継、海外展開、セーフティネットなどの分野や地域経済の活性化、環境対策、災害対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、政策性が高く、民間金融機関だけでは不十分な分野に対し、資金供給を行うことで政策誘導を行っている。

さらに、公庫は貸付毎に貸付限度を定めており、民間金融機関と協調するよう努めている。

(2) 危機時における公的金融機能

新型コロナウイルス感染症に係る貸付、東日本大震災や令和元年台風第19号等、令和2年7月豪雨等の大規模災害時における災害復旧貸付や、大型倒産等の緊急時におけるセーフティネット貸付を着実に実行することで、復興支援機能やセーフティネット機能を発揮している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

中小企業者は大企業に比べて担保力・信用力に劣っており、公庫は、民間金融機関では供給困難な長期固定金利資金の安定的な供給を行う必要がある。特に、事業環境の変化等によって、一時的に業況が悪化している中小企業者は、中長期的には業況が回復し、かつ発展することが見込まれるといった場合でも、民間金融機関から円滑な資金調達を行えない恐れがある。このような中小企業者に対して円滑な資金供給を行うことで、中小企業者の負うリスクの一部を負担している。

また、新たな事業展開を行うが、民間金融機関から融資を受けることが難しい企業に対する資金の供給を行うといった政策的役割を遂行し、中小企業者が負うリスクを負担している。例えば、独創性に富んだ新事業に取り組む場合、海外の成長を取込み事業の発展を図るため海外展開を行う場合等には、事業に伴う中小企業者の負うリスクは大きいため、公庫がこれらの企業に対して長期固定金利の資金を安定的に供給することで、中小企業者のリスクテイクを補完している。

他方、公庫は貸付に当たって、十分な審査を行い、申込先の事業見通し等を精査し、必要に応じて債権保全に必要な担保を徴求するとともに、貸付後においても借入先の業況把握に努め、経営課題に対して指導・助言を行い、公庫への償還が確実にできるように努めている。

従って、中小企業者と公庫とで適切にリスクを分担しており、モラルハザードを防止しつつ、適切な支援を行っているものである。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

公庫においては、これまでも「財政投融资改革の総点検」及び「今後の財政投融资の在り方について」等における指摘を踏まえ、リスクに見合った金利の設定の拡充や特別貸付制度の整理・統合、特別利率の適用範囲の見直し等に積極的に取り組んできたところである。

具体的には、平成17年度及び平成18年度において、基準利率について調達コストに見合った金利体系への見直しを図ったほか、無担保又は担保不足の貸付を行う場合に個別中小企業者の信用リスクに応じた上乘せ金利を導入する等、リスクに見合った金利設定に努め、さらに平成20年度には事業基盤の維持・強化を図りつつ、担保に過度に依存しない融資を推進するため、リスク対応金利を導入するなどの金利体系の見直しを行っている。また、特別貸付制度については、主務省において順次整理・統合が進められており、特別利率の適用範囲についても見直しが行われている。なお、一般貸付については、量的補完の分野から撤退するとの指摘等を踏まえ、平成20年10月に廃止となった。

令和4年度の貸付規模については、民業補完の徹底と政策性の発揮の観点を踏まえ、中小企業者の資金調達に支障の来すことのないように配慮しつつ、1兆4,400億円を要求することとしている。

なお、新型コロナウイルス感染症対応に係る貸付規模については、今後の状況などが不透明であり、要求時点では明確な規模の積算が困難であることから、事項要求としている。

＜財投計画の運用状況等の反映＞

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和2年度については、中小企業者の資金繰り支援、新事業・事業再生や働き方改革に資する生産性向上の取組等の支援を重点的に行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により経営状態が悪化した中小企業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応すべく、貸付規模1兆4,400億円、財政投融資規模1兆2,454億円（うち財政融資1兆9,780億円）を確保した。

結果として、令和2年度貸付実績は4兆5,900億円となったこと等から、財政投融資は3兆6,996億円（うち財政融資3兆6,996億円）の執行となり、8兆5,458億円（うち財政融資8兆2,784億円）の運用残が生じた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により業況悪化を来している中小企業者への資金繰り支援を行うなど、セーフティネット機能を的確に発揮するとともに、新事業、事業再生・事業承継、海外展開の分野における支援や民間金融機関との連携強化に取り組むなど、民業補完の徹底と政策性の発揮はできたものと評価している。

令和4年度の貸付規模については、民業補完の徹底と政策性の発揮の観点を踏まえ、近年の実績や中小企業者の景況等を勘案しつつ、中小企業者の資金調達に困難が生じないよう適正な貸付規模を確保すべく、1兆4,400億円を要求することとしている。

令和4年度の財政投融資の要求額は、自己資金を精査した結果を踏まえ、1兆1,692億円の要求としている。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	平成30年度	平成元年度	令和2年度
運用残額	2,465億円	1,370億円	8兆5,458億円
運用残率	23.7%	13.5%	69.8%

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

産業投資について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

創業や新事業への取組み、企業再生等の局面にある中小企業者は、概してキャッシュフロー不足や自己資本の脆弱性等の理由により、民間金融機関からの資金調達が困難となっていることが多い。

このため、金融検査上自己資本と看做しうる資金を公庫から供給することにより、当該中小企業者の財務体質を強化し、それを呼び水として民間金融機関からの資金調達を可能とするべく、「挑戦支援資本強化特例制度」が平成20年度に創設されたところである。

本制度は、「イ. 長期にわたって元本の償還がない」、「ロ. 法的倒産時において償還順位が他の全ての債権に劣後する」という制度設計としているため、公庫は通常の融資制度に比べてデフォルト時において高いリスクを負うことになる一方、

「ハ. 決算毎の使用総資本減価償却前経常利益率に応じて支払利率が変動する成功払い金利型（劣後ローン利率）」を導入することにより、貸付先の業績が好調に推移した場合は、通常の融資よりも高いリターンを得ることが出来る。そのため、制度創設以来、本制度の貸付原資については、財政投融资特別会計（投資勘定）による出資で手当てしてきている。

引き続き、本貸付制度を通じて創業や新事業展開、経営再建等に取り組む中小企業者等への支援を講じるべく、令和4年度においても財政投融资特別会計（投資勘定）による出資を要求するものである。

また、新型コロナの感染拡大の影響で、資本性ローンの意義や制度の周知が格段に図られたため、中小企業者の財務基盤強化という政策目的を明確にし、事業者のニーズにより一層きめ細かく対応していく必要があることから、貸付限度額の拡充等、制度の見直しを要求する。

(2) 必要とする金額の考え方

出資の金額としては、貸付原資として、令和元年度及び2年度の融資実績、貸付限度額拡充等の要求並びに公庫における対応可能な事業規模等を勘案し、192億円（令和4年度事業規模1,000億円の60%となる600億円から、既存の産投出資金の再活用分408億円（令和3年度6月までの償還）を控除）を見込んでいる。

(3) 見込まれる収益

本制度では、成功要件の達成度合いにより想定よりも低い場合はリターンが減少するが、逆に想定よりも高い場合であれば、より多くのリターンを期待できるスキームとなっている。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本制度は、金融検査上自己資本と看做しうる資金を供給し、当該中小企業者の財務体質を強化することにより、民間金融機関からの資金調達を円滑化することを目的としており、民間金融機関に対する呼び水効果が特に高い制度となっている。

2. リスク管理体制

貸付に当たっては申し込み先が事業計画書を作成することを必須とし、計画の実現可能性等について十分な審査を行うことにより、償還見通しを十分に見極めている。また、貸付契約において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、融資実行後も適切なモニタリングを継続する仕組みとなっている。

また、融資後に2期又は3期連続で成功判定区分がC（減価償却前経常利益が赤字）となった先に対しては、公庫からの経営改善指導の受け入れ及び適切な経営改善計画書策定を義務付ける等しており、適切な債権管理が制度上確保される仕組みとなっている。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

1. 令和4年度における財投機関債の発行内容

一般担保付の債券（コーポレート型）の財投機関債825億円（証券化支援買取業務における発行予定額と合計して1,000億円）の発行を予定。

（参考）令和3年度における財投機関債の発行内容

一般担保付の債券（コーポレート型）の財投機関債825億円（証券化支援買取業務における発行予定額と合計して1,000億円）の発行を予定。

2. 要求の考え方

令和3年度と同様、安定低利調達実現の観点から、一般担保付の債券（コーポレート型）の発行を前提に、格付の維持、ディスクロージャー、IR活動等を通じて広く市場からの信認を得られるよう努め、財投機関債の円滑な発行を期する。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた事項に関する要求内容

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2021」に盛り込まれた「ポストコロナの新しい経済に対応する事業再構築」の推進を図るため、「新事業活動促進資金」を拡充（「第二創業（経営多角化、事業転換）を図る者」の貸付利率を引下げ）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2021」に盛り込まれた「民間部門におけるDXの加速」の推進を図るため、「IT活用促進資金」を拡充（「DX等のデジタル化推進に向けた取組を行う者」の貸付利率を引下げ）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2021」に盛り込まれた「スタートアップの創出」の推進を図るため、「新事業育成資金」を拡充（貸付期間の拡充及び新株予約権付貸付の貸付限度額の拡充等）
- ・「成長戦略実行計画」に盛り込まれた「グリーン分野の成長」の推進を図るため、「企業活力強化資金」を拡充（「親事業者の要請に応じて脱炭素化に取り組む者」の貸付利率を引下げ）
- ・「成長戦略実行計画」に盛り込まれた「中小企業の事業再構築・事業再生の環境整備」の推進を図るため、「事業再生支援資金」を拡充（「再生支援協議会の関与の下、私的整理手続を行う方であって、債権者の同意が得られた再建計画の策定前の方者」を貸付対象に追加）

【参考1】経済財政運営と改革の基本方針2021

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

(2) 経済好循環の加速・拡大

- ・同時に、感染防止対策やテレワークを含む感染リスクの低いビジネスモデルへの転換を図る投資等の取組を重点的に支援するとともに、ポストコロナの新しい経済に対応する事業再構築やデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた企業の挑戦に対し、補助金や税制、金融支援の着実な実行を通じて強気に後押しする。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

2. 官民挙げたデジタル化の加速

(2) 民間部門におけるDXの加速

- ・デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体におけるDXやデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必要がある。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(1) デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進

・社会課題の解決に向け、研究成果を社会実装につなげるために、スタートアップの創出や産学官の共創によるイノベーション・エコシステムの全国的な形成を促進する。スタートアップを生み出し、その規模を拡大する環境の整備を進めるため、兼業の仕組みを改革するとともに、資金調達環境の整備や大企業との取引適正化を始めとした包括的な支援策を講じていく。

【参考2】成長戦略実行計画

第3章 グリーン分野の成長

1. 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

(1) 2030年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組み

・脱炭素化を目指し、グローバルにサプライチェーンの取引先を選別する動きも加速しており、温暖化への対応が成長の成否を決する時代に突入している。

第8章 事業再構築・事業再生の環境整備

2. 中小企業の事業再構築・事業再生の環境整備

(3) 金融機関等の取組

・事業再生に関わる私的整理等に対する金融機関等の取組を促す施策を検討する。

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務））

1. 政策的必要性

公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、中小企業者の行う事業の振興に必要な資金であって、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを供給しており（株式会社日本政策金融公庫法第1条、第11条第1項、別表第1第14号）、政策的緊要性の高いものについて、その政策実行を金融面から支援している。

政策目的に従って中小企業者の資金ニーズに的確に応えるためには、豊富な資金量を確保する必要があるほか、公庫は、工場建設等の比較的多額な設備投資資金等を長期で供給し、中小企業者が抱える様々な経営課題に対して、数多くの中小企業者との接触により蓄積した経験・ノウハウに基づき指導・助言を行うことを通して、中小企業者が課題を解決しながら成長していく過程を支援していることから、補助金等ではなく、公的金融（融資）という形態での支援が最も適している。

2. 民業補完性

公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に従い、中小企業者の行う事業の振興に必要な資金であって、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを供給している。

（1）民間金融機関との関係

公庫は、民間金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、次のような分野で中小企業者の資金調達を支援するための金融機能を担っている。

イ 平時における公的金融機能

（イ）長期固定金利資金の安定供給

公庫は、長期資金を専門に取り扱っており、融資の約8割が期間5年超の長期固定金利となっている等、中小企業者の長期資金ニーズに応えている。

（ロ）セーフティネット機能の発揮

事業環境の変化等によって、一時的に業況が悪化している中小企業者は、中長期的には業況が回復し、かつ発展することが見込まれるといった場合でも、情報の非対称性により、円滑な資金調達を行えない恐れがある。

公庫は、かかる中小企業者に対して、事業見通し等を精査し、経営課題に対して指導・助言を行うこと等を通じて、長期資金を安定的に供給し、セーフティネット機能を発揮している。

（ハ）政策的性の高い貸付の実施

公庫は、新事業、海外展開、事業再生、事業承継、セーフティネットなどの

分野や地域経済の活性化、環境対策、災害対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、国の重要な政策に基づき、リスクテイク機能を適切に発揮することで政策誘導を行なっている。

さらに、公庫は貸付毎に貸付限度を定めており、個別案件においても民間金融機関と連携するよう努めている。

ロ 危機時における公的金融機能

新型コロナウイルス感染症等の感染症により影響を受けた事業者に対する特別貸付、東日本大震災、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨等の大規模災害時や国際的な金融不安、経済収縮による悪影響等の緊急時におけるセーフティネット貸付を着実に実行することで、復興支援機能やセーフティネット機能を発揮している。

(2) 地方公共団体が実施する事業との関係

地公体の制度融資は、当該地域の経済・産業（業種）構造等を背景として、地域特性を色濃く反映した「地域限定」のものであるのに対して、公庫の融資は国として幅広く推進すべき経済・産業政策に基づいた制度となっており、公庫は、国の中小企業政策を金融面から推進するため、新事業、海外展開、事業再生、事業承継、セーフティネットなどの分野において、重点的に長期資金を供給している。

また、長年にわたり培った審査力、全国6.1万社の顧客データベースに基づく豊富な情報を活かし、中小企業者が発展していくために必要な情報の提供や経営に関するアドバイスを継続的に行っている。

3. 有効性

日本公庫全体として、大規模災害や感染症、経済状況に応じた需要に対する資金の安定供給、新事業、海外展開、事業再生、事業承継などの成長戦略分野に対する重点的な資金供給、充実したサービスや情報の提供、民間金融機関とのさらなる連携の推進等を目標とする業務運営を行なっているが、こうした政策目的に沿った事業が効率的に行われているかどうかなどについては、20年度下期以降、外部の有識者をメンバーとした評価・審査委員会にて、評価・監視が行われている。

4. その他

公庫は、貸付に当たって十分な審査を行い、申込先の事業見通し等を精査し、必要に応じて債権保全に必要な担保を徴求するとともに、貸付後においても借入先の業況把握に努め、経営課題に対して指導や助言を行い、公庫への償還が確実になるように努めている。

産業投資については、貸付に当たって、申込先が事業計画書を作成することを必須とし、計画の実現可能性等について十分な審査を行うことにより、償還見通しを十分に見極めているとともに、融資実行後も適切なモニタリングを継続している。更に、融資後に2期又は3期連続で成功判定区分がC（減価償却前経常利益が赤字）となった先に対しては、公庫からの経営改善指導の受け入れ及び適切な経営改善計画書策定を義務付ける等しており、適切な債権管理が制度上確保される仕組みとなっている。

2 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

1. 決算についての総合的な評価

損益計算書においては、2年度は、セーフティネット需要等に対応した結果、資金運用収益650億円の計上等により経常収益は806億円となった。

一方、資本性ローンの残高増加等に伴う貸倒引当金繰入額1,976億円の計上等により経常費用は2,329億円となった。

この結果、特別損失を含めた当期純損失は1,523億円となった。

貸借対照表においては、貸付金が回収金等を上回ったことにより、貸出金残高は3兆326億円増加した。当期末の純資産は出資金8,430億円を受入れたこと、当期純損失1,523億円を計上したことにより、2兆849億円となった。

なお、同勘定においてはセーフティネット貸付、新型コロナウイルス感染症特別貸付及び東日本大震災復興特別貸付等により、厳しい経営環境にある中小企業者への資金繰り支援を行っているが、①過去の実績を踏まえた信用コスト等を貸付金利に織り込んでおり、貸倒損失等については、基本的には貸付金の金利で回収する金利設計となっていること、②純資産額は2兆849億円の資産超過となっており、財務の健全性に問題はないものと思われることから、債務の償還に格別の懸念はないものとする。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○ 資産

資産総額は8兆4,789億円。

主な科目は貸出金8兆1,164億円、現金預け金7,570億円、固定資産524億円、貸倒引当金△4,741億円である。

予算との差額が大きな科目は、貸出金（△1兆224億円）である。これは、貸付実績が計画を下回ったことが主な要因である。

○ 負債

負債総額は6兆3,939億円。

主な科目は借入金5兆8,462億円、社債4,990億円である。

予算との差額が大きな科目は、借入金（△8兆3,309億円）、社債（△3,528億円）である。これは、貸付実績が計画を下回ったことに伴い調達が増加したことが主な要因である。

○ 純資産

2年度に出資金8,430億円を受入れ、これにより2年度末の資本金は2兆5,469億円となった。

(2) 費用・収益の状況

○ 費用

費用総額は2,330億円。

主な内訳は借入金利息 32 億円、社債利息 11 億円、営業経費 287 億円、貸倒引当金繰入額 1,976 億円である。

予算との差額が大きな科目は、貸倒引当金繰入額（605 億円）である。これは、貸倒引当金繰入率の実績が見込みを上回ったことが主な要因である。

○ 収益

収益総額は 806 億円。

主な内訳は貸出金利息 650 億円、一般会計より受入 141 億円である。

予算との差額が大きな科目は、貸出金利息（△740 億円）である。これは、貸付実績が計画を下回ったことが主な要因である。

令和3年8月31日

令和4年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（証券化支援買取業務）)

1. 令和4年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度末 残高(見込)	令和3年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	245	245	—	0.0
うち 出 資	245	245	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	245	245	—	0.0

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	450	450	—
(内訳) CDS契約 (うち証券化商品の買取)	450 (187)	450 (187)	—

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	187	187	—
(財源) 財政投融資	—	—	—
財政融資	—	—	—
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	187	187	—
財投機関債	175	175	—
その他	12	12	—

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（証券化支援買取業務）)

1. 令和4年度における財投機関債の発行内容

一般担保付の債券（コーポレート型）の財投機関債175億円（融資業務における発行予定額と合計して1,000億円）の発行を予定。

（参考）令和3年度における財投機関債の発行内容

一般担保付の債券（コーポレート型）の財投機関債175億円（融資業務における発行予定額と合計して1,000億円）の発行を予定。

2. 要求の考え方

証券化支援買取業務を行ううえで必要となる劣後部分及びメザニン部分の保有を行うための原資に充当するため、財投機関債の円滑な発行を期する。

2 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（証券化支援買取業務）)

1. 決算についての総合的な評価

損益計算書においては、2年度は、その他の役務収益4億円の計上等により、経常収益は7億円となった。

一方、その他の役務費用4億円の計上等により、経常費用は5億円となった。この結果、当期純利益は1億円となった。

貸借対照表においては、当期末の純資産は、当期純利益1億円の計上等により、250億円となった。

なお、当期純利益1億円の計上により、剰余金の額が1億円と零を上回ったため、株式会社日本政策金融公庫法第47条第1項並びに株式会社日本政策金融公庫法施行令第18条第4号及び第19条第4号の規定により、0.7億円を準備金として積み立て、残余の0.7億円を国庫に納付した。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○ 資産

資産総額は1,143億円。

主な科目は有価証券341億円、支払承諾見返680億円、現金預け金119億円である。

予算との差額が大きな科目は、有価証券(△275億円)、支払承諾見返(△349億円)である。これは、新規の証券化案件の組成実績が計画を下回ったことが主な要因である。

○ 負債

負債総額は892億円。

主な科目は支払承諾680億円、社債210億円である。

予算との差額が大きな科目は、社債(△272億円)、支払承諾(△349億円)である。これは、新規の証券化案件の組成実績が計画を下回ったことが主な要因である。

○ 純資産

新たな出資金の受入は行っておらず、2年度末の資本金は244億円である。

(2) 費用・収益の状況

○ 費用

費用総額は5億円。

主な内訳はその他の役務費用4億円である。

予算との差額が大きな科目は、その他の役務費用(△9億円)である。これは、新規の証券化案件の組成実績が計画を下回ったことが主な要因である。

○ 収益

収益総額は7億円。

主な内訳はその他の役務収益4億円である。

予算との差額が大きな科目は、その他の役務収益(△15億円)である。これは、新規の証券化案件の組成実績が計画を下回ったことが主な要因である。